

「農業協同組合が行う行為に係る独占禁止法上の指針」の策定について

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

1．規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月閣議決定）

「農協については、例えば組合員である農家への融資に際して自己からの機材の購入等を条件にするといった不公正な取引が独占禁止法の審決・警告に至った例が複数あるため、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインを作成する。」 【平成18年度中に措置】

2．農協等に対する法的措置・警告

平成元年以降11件【法的措置3件，警告8件】

3．ヒアリング実施先

農協関係，業界団体，農業者団体，金融機関，有識者など（これまでに16者）

4．不公正な取引方法として問題となる行為（例）

（1）購買事業・利用事業に関するもの

- 土幌町農業協同組合が組合員が，生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について，JA土幌町から生産資材を購入する場合に限り，組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとするとしており，組合員の事業活動を不当に拘束する条件をつけて，当該組合員と取引している疑い。【土幌町農業協同組合に対する件（平成18年7月21日警告）】
- 京都農業協同組合が，米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター，ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設（以下「3施設」という。）について，遅くとも平成13年以降（カントリーエレベーターについては，平成15年以降），京都農業協同組合から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設そ

それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員に京都農業協同組合から生産資材を購入するようにさせていた疑い。【京都農業協同組合に対する件（平成 18 年 7 月 14 日警告）】

- 鳥取中央農業協同組合は、農業用生産資材を購入先販売業者から購入するに当たり、当該販売業者と組合員との取引その他当該販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引をしている。【鳥取中央農業協同組合に対する件（平成 11 年 3 月 9 日勧告審決）】
- 山口県経済農業協同組合連合会は、会員農協に農薬及び肥料を供給するに当たり、会員農協とこれに農薬又は肥料を供給する自己の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて取引している。【山口県経済農業協同組合連合会に対する件（平成 9 年 6 月 23 日勧告審決）】

（２）販売事業に関するもの

- 土幌町農業協同組合が、肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員が土幌町農業協同組合以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとするとしており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該組合員と取引している疑い。【土幌町農業協同組合に対する件（平成 18 年 7 月 21 日警告）】
- 京都農業協同組合が、米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの３施設（以下「３施設」という。）について、遅くとも平成 13 年以降（カントリーエレベーターについては、平成 15 年以降）、京都農業協同組合を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を３施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員に京都農業協同組合を通じて米を出荷するようにさせていた疑い。【京都農業協同組合に対する件（平成 18 年 7 月 14 日警告）】
- 八代地域農業協同組合が、自らが事業主体となっていくてきた地域農業基盤確立農業構造改善事業又は経営構造対策事業に基づく複合経営促進施設リース事業において、リース先の生産管理組合及び八代地域農業協同組合の組合員に対し農産物を八代地域農業協同組合へ出荷することを義務付けることにより、八代地域農業協同組合の競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせた疑い。【八代地域農業協同組合に対する件（平成 17 年 3 月 1 日警告）】